

令和 7 年度
さいたま市立大砂土東小学校
P T A 総会資料

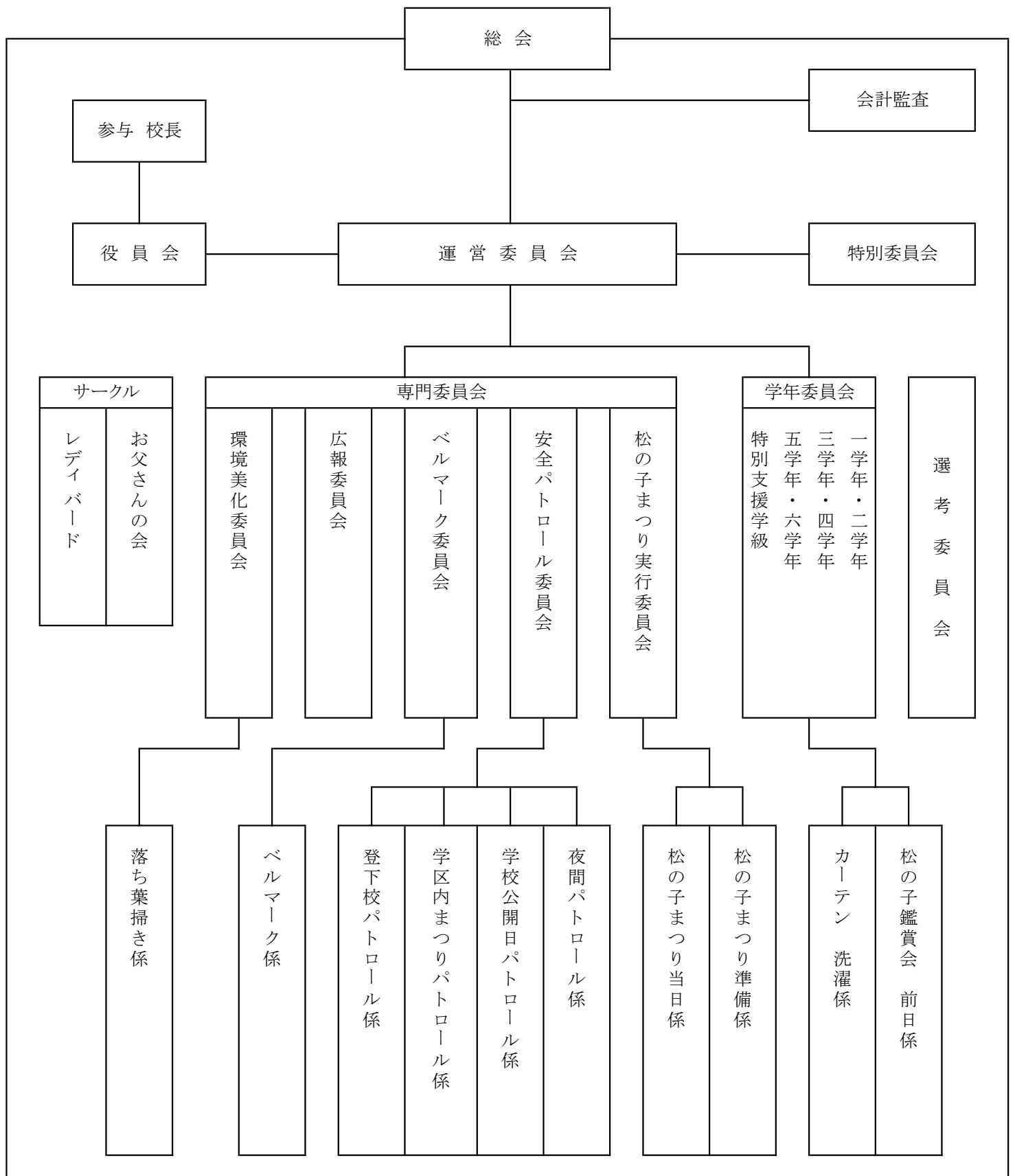
日 時 令和 7 年 5 月 1 6 日 (金) 午前 1 0 時 0 0 分 開会
場 所 大砂土東小学校 第一会議室

総 会 次 第

- 1 開会のことば
- 2 P T A 会長挨拶
- 3 校長挨拶
- 4 報告事項
 - (1) 令和 6 年度 P T A 活動報告
 - (2) 令和 6 年度 P T A 会計報告並びに監査報告
- 5 審議事項
 - (1) 令和 7 年度役員及び会計監査委員選出 (案)
◇新運営委員紹介・挨拶
 - (2) 令和 7 年度 P T A 活動方針及び活動計画 (案)
 - (3) P T A 会則改定について (案)
 - (4) 令和 7 年度 P T A 会費予算 (案)
- 6 感謝決議
- 7 閉会のことば

大砂土東小学校 P T A

大砂土東小学校PTA組織図



※令和7年5月17日より、全体委員会 および 成人教育委員会は廃止。

令和 6 年度 P T A 活動報告

《本部》

5月	・区連新旧会長会 ・令和 6 年度 PTA 総会 ・大砂土東地区 社会福祉協議会・総会
6月	・堀崎町自治会運動会 ・学校安全ネットワーク会議 ・さいたま市 PTA 協議会見沼区連合会 ・さいたま市 PTA 協議会 令和 6 年度定期総会 ・市 P 協見沼区連合会 - 第 1 回つなが竜ミーティング（旧 正副会長会）
7月	・令和 6 年度大砂土東公民館 第 1 回連絡会 ・見沼区 PTA 連合会親善ふらば〜るバレー大会 ・大和田こども夏祭り ・堀崎町まつり
8月	なし
9月	・さいたま市 PTA 協議会役員セミナー ・中間会計監査 ・さいたま市 PTA 協議会見沼区連合会 第 2 回会長会 ・東大宮秋祭り ・大和田自治会運動会
10月	・育成会夜間パトロール ・本部役員説明会 ・さいたま市 PTA 協議会見沼区連合会 役員会

11月	・ふるさと見沼絵画展 設営・撤去 (11/08～11/15) ・さいたま市 PTA 協議会見沼区連合会 第 3 回会長会 ・第 2 回学校運営協議会
12月	・第 2 回つなが竜ミーティング ・育成会パトロール 4 校合同
1月	・学校安全ネットワークボランティア研修会 ・堀崎町自治会新年のつどい ・見沼区連合会第 3 回役員会 ・社協新年のつどい ・さいたま市 PTA 協議会補償制度説明会 ・見沼区新年のつどい ・見沼区連合会校長会長会
2月	・令和 7 年度学年・専門委員選出 ・第 3 回つなが竜ミーティング ・第 3 回学校運営協議会 ・令和 7 年度学年・専門委員三役選出
3月	・学校安全ネットワーク連絡会議 ・大砂土東小学校 卒業式 出席
4月	・本校入学式 出席 ・見沼区連合会新旧役員会 ・新旧運営委員会 ・1 学年 学年・専門委員選出 ・離任式
備考	・役員会 (3 回) ・運営委員会 (4 回) ・全体委員会 (1 回)

令和 6 年度 P T A 活動報告

《環境美化委員会》

5月	・第一回定例会 ・資源回収担当決め ・資源回収 ・資源回収起案作成、がくぷり配信、印刷、配付
6月	・資源回収
7月	・3役落ち葉掃き、レッツ・ジョイン！クリーン活動の打合せ ・資源回収
8月	
9月	・第二回定例会 ・資源回収 ・資源回収起案作成、がくぷり配信、印刷、配付
10月	・レッツ・ジョイン！クリーン活動のアンケート集計、打合せ ・資源回収 ・落ち葉掃き
11月	・落ち葉掃き ・レッツ・ジョイン！クリーン活動準備 ・資源回収 ・レッツ・ジョイン！クリーン活動
12月	・第三回定例会 ・資源回収 ・落ち葉掃き ・資源回収起案作成、がくぷり配信、印刷、配付
1月	・資源回収
2月	・資源回収 ・R7 三役選出
3月	・資源回収
4月	・資源回収 ・新旧引継ぎ
備考	

《広報委員会》

5月	・定例会 ・「松ぼっくり 284 号」取材、撮影、原稿作成
6月	・「松ぼっくり 284 号」取材、撮影、原稿作成
7月	・「松ぼっくり 284 号」関東図書打ち合わせ
8月	
9月	・定例会 ・「松ぼっくり 284 号」発行 ・「松ぼっくり 285 号」取材、撮影、原稿作成
10月	・「松ぼっくり 285 号」取材、撮影、原稿作成
11月	・「松ぼっくり 285 号」取材、撮影、原稿作成
12月	
1月	・「松ぼっくり 285 号」関東図書打ち合わせ
2月	・R7 年度各委員会三役選出
3月	・「松ぼっくり 285 号」発行
4月	
備考	

令和 6 年度 P T A 活動報告

《ベルマーク委員会》

5 月	・新旧委員引継ぎ
6 月	【1 学期分】 ・ベルマークだより配信 ・回収封筒配布 ・ベルマーク封筒回収、仕分け作業（2 回） ・係宛自宅作業分の配布
7 月	
8 月	
9 月	・ベルマーク集計
10 月	【2 学期分】 ・ベルマークだより配信 ・回収封筒配布

11 月	・ベルマーク封筒回収、仕分け作業（2 回） ・係宛自宅作業分の配布
12 月	・ベルマーク集計
1 月	・ベルマーク点数より児童還元品注文 【3 学期分】 ・ベルマークだより配信 ・回収封筒配布
2 月	・ベルマーク封筒回収、仕分け作業（1 回） ・係宛自宅作業分の配布 ・ベルマーク集計 ・児童還元品着荷確認
3 月	・ベルマークだより配信
4 月	
備考	・毎月 1 回マルエツ大和田店、砂町店のベルマーク回収 ・みどり薬局カートリッジ回収 ・毎月給食用テトラパックの集計、FAX ・随時カートリッジ、テトラパックの集計、発送

令和 6 年度 P T A 活動報告

《安全パトロール委員会》

5 月	・手紙（5 号 6 号 7 号）作成、配布 ・PTA 総会出席（委員長） ・安全 P 委員パトロール（3 回/人）	11 月	・手紙（17 号 19 号）作成がくぷり配信 ・手紙 18 号と通学班編成に関する印刷作業 ・安全 P 委員パトロール（2 回/人）
6 月	・学校安全ネットワーク連絡会議出席（委員長） ・手紙（8 号 9 号）作成、がくぷり配信 ・安全 P 委員パトロール（3 回/人）	12 月	・手紙（20 号 21 号）作成、がくぷり配信 ・「令和 7 年度通学班名簿作成のお願い」作成、配布 ・運営委員会出席（委員長） ・新入生保護者説明会の打ち合わせ ・育成会夜間パトロール協力 ・安全 P 委員パトロール（2 回/人）
7 月	・手紙（10 号）作成、がくぷり配信 ・運営委員会出席（委員長） ・安全 P 委員パトロール（3 回/人）	1 月	・令和 7 年度通学班名簿作成 ・手紙（22 号 23 号 25 号）作成、がくぷり配信 ・新入生保護者説明会協力（受付・下校班編成） ※全員参加 ・安全 P 委員パトロール（2 回/人）
8 月	・手紙（11 号 12 号 13 号）作成、がくぷり配信	2 月	・令和 7 年度通学班名簿作成 ・手紙（24 号 26 号）作成、がくぷり配信 ・令和 7 年度役員選出＜三役＞ ・手紙（24 号 26 号）作成、がくぷり配信 ・安全 P 委員パトロール（2 回/人）
9 月	・学校公開時パトロール 9/21（土） ・手紙（14 号）作成、がくぷり配信 ・育成会夜間パトロール協力 ・安全 P 委員パトロール（2 回/人）	3 月	・令和 7 年度通学班名簿作成 ・第二回定例会 ・手紙（27 号）作成、がくぷり配信 ・27 号自治会配布分とその他 （通学班編成に関する手紙）印刷 ・自治会には地区ごとに配達 ・運営委員会（委員長） ・全体委員会（委員長）
10 月	・お手紙（15 号 16 号）作成、がくぷり配信 ※15 号は前期アンケート付なので自治会 配布分は印刷して地区ごとに配達 ・未就学児検診時に配布する「登校班・下校班 の編成について」作成し教頭先生に提出 ・安全 P 委員パトロール（3 回/人）	4 月	・令和 7 年度通学班名簿完成、配布 ・令和 7 年度安全パトロール委員引継ぎ
		備 考	・通学班転出入の編制・管理（随時） ・班名簿作成 ・パトロール報告管理（グーグルフォームでの 回答の集計など） ・通学路要望書作成

令和 6 年度 P T A 活動報告

《松の子まつり実行委員会》

5 月	・企画書作成 ・定例会
6 月	・「第 1 回松の子まつり参加団体代表者会議」の資料作成 ・「第 1 回松の子まつり参加団体代表者会議」開催 ・学校施設使用許申請書の作成
7 月	・定例会 ・パスポート、スタンプラリーのルール、松の子まつりのおやくそく、ナゾトキ学校「まつねずみ教授の挑戦状」等 各種配布物の作成 ・ナゾトキルートの確認 ・「第 2 回松の子まつり参加団体代表者委員会」の資料作成及び安全管理マニュアル作成 ・「松の子まつり」開催のご案内をがくぷりにて配信 ・先生へのお手伝いのお願い文書の作成
8 月	・当日係名簿作成 ・当日マニュアル作成 ・当日係お手紙作成 ・ナゾトキの問題作成
9 月	・定例会 ・当日係お手紙をがくぷりにて配信 ・先生へのお手伝いの依頼をがくぷりにて配信、その後書面にて配布 ・ナゾトキ問題と答えの印刷 ・配布物の印刷 ・事前準備がかりによる配布物の入れ込み作業 ・「第 2 回松の子まつり参加団体代表者委員会」書面開催 ・ご近所への松の子まつり開催のお手紙作成
10 月	・定例会 ・ご近所への松の子まつり開催のお手紙配布 ・前日準備 ・まつり当日 ・まつり片付け

11 月	・定例会 ・倉庫の片づけ
12 月	・引継ぎ資料作成
1 月	・三役引継ぎ打合せ
2 月	・令和 7 年度委員選出 ・令和 7 年度三役選出
3 月	
4 月	・新年度各団体担当者名簿作成 ・企画会議 ・委員長引継ぎ ・三役引継ぎ
備考	

令和 6 年度 P T A 活動報告

《 学年委員会 》

5 月	・ 定例会 2 回 (LINE 含む) ・ 全体委員会、PTA 総会議長選出 ・ 担当 (給食試食会、松の子鑑賞会) ごとに進め方について話し合い
6 月	・ 松の子鑑賞会打ち合わせ
7 月	
8 月	・ 給食試食会 がくぷり配信
9 月	・ 松の子鑑賞会打ち合わせ 2 回
10 月	・ 給食試食会 1 回、印刷物作成 1 回 ・ 給食試食会実施 ・ 松の子鑑賞会前日準備 ・ 松の子鑑賞会実施 ・ 育成会 夜間パトロール参加

11 月	・ 学校保健委員会参加 ・ 卒業準備委員会 集金手伝い
12 月	・ 育成会 夜間パトロール参加
1 月	・ カーテン洗濯係への手紙作成、がくぷり配信
2 月	・ 令和 7 年度各委員会三役選出
3 月	・ 全体委員会での議事進行 ・ 卒業式当日手伝い
4 月	
備考	・ 新年度 PTA 総会での議事進行

令和 6 年度 P T A 活動報告

《卒業準備委員会》

5 月	・定例会 1 回 ・役割分担決め、児童記念品の内容検討、先生記念品検討 (以降 L I N E と定例会にて継続して話し合い)
6 月	
7 月	
8 月	・LINE での打ち合わせ(2 学期以降のスケジュールについて、記念品について等)
9 月	・定例会 1 回 ・卒業準備金集金の打合せ、記念品と先生への色紙等検討
10 月	・定例会 1 回 ・記念品の選定、店舗訪問、問い合わせ等、卒業準備金打合せ ・給食試食会お手伝い、夜間パトロール参加

11 月	・定例会 2 回 ・卒業準備金集金の手紙作成、がくぷり配信、記念品と先生への色紙等検討、見積り確認 ・卒業準備金の集金、集計（2 回）、記念品最終見積り、デザイン依頼
12 月	・定例会 2 回 ・メッセージカードの手紙作成、がくぷり配信、色紙制作、卒業式飾り付け検討、記念品発注
1 月	・定例会 2 回 ・メッセージカード回収(2 回)、がくぷり再信
2 月	・定例会 ・色紙作成、色紙飾り付け買い出し、写真現像、メッセージカード未回収分がくぷり再信 ・令和 7 年度各委員会三役選出
3 月	・定例会 3 回 ・色紙制作、記念品プレゼンターがくぷり配信、記念品納品、袋詰め、お花紙作成卒業式準備、前日装花飾り付け
4 月	・新旧委員長引き継ぎ
備考	

《本部》

本年度も大砂土東小 PTA 活動へ皆様方からは多大なご支援とご協力をいただきまして誠にありがとうございました。

PTA 本部では、学校・地域との連携や意見交換、各委員会活動のサポート、また 10 月には松の子まつりの実施など本年度も様々な活動を実行してまいりました。

令和 6 年度の大きな変更点は『がくぷり』を導入したことです。学校、PTA からのお便りをアプリで保護者の皆様にお届けするシステムで、学校とも協力し先生方及び役員、各委員の印刷・配付負担を軽減いたしました。保護者の皆様からは「お便りが届かない・捨ててしまっで見返せないという事があったから助かっている」というお声を多くいただく結果となりました。

また、各委員会の活動内容も大幅に見直してきました。「やめる」という言葉だけでは残念な印象になってしまいますが、「皆でできることをできる範囲で」という事を、役員・委員話し合いながら改善に取り組んでおります。

保護者の皆様の生活リズムが大きく変わっている現在、まだまだ変化の必要な PTA ですが、皆様からのご意見を参考にしながら、大砂土東小学校の子どもたちのために活動をしていきたいと思いをします。

先生方や地域の皆様との連携、そして保護者の皆様との協力しながら、今後とも大砂土東小 PTA へご理解とご協力の程よろしくお願い申し上げます。一年間ありがとうございました。

《環境美化委員会》

8 月を除く毎月、第三土曜日に資源回収を行い 11 月にレッツ・ジョイン！クリーン活動を行ないました。また 10 月、11 月、12 月に係の方と協力し落ち葉掃きを行い学校環境の整備につながる活動になったと思います。

改めてになりますが、4 月 19 日をもちまして資源回収を終了させていただきます。

長らくのご協力ありがとうございました。

《広報委員会》

広報紙『松ぼっくり 284 号・285 号』を発行しました。

令和 6 年度は PTA 活動や学校で過ごす児童の様子をわかりやすくみなさまにお伝えできるよう写真の掲載を増やし、フルカラーで作成しました。企画ごとに工夫をこらし広報委員全員で協力しながら、楽しく活動することができました。

諸先生方をはじめ PTA 本部、各委員会の皆さま、取材や撮影へのご協力ありがとうございました。

《ベルマーク委員会》

令和6年度も各学期ベルマークを回収し、仕分け、集計作業を行いました。

ドッジボール、書籍など10万点分を購入し学校へ寄贈しました。

保護者の皆様、地域の皆様のご協力あつての活動と感じております。

長年のご協力ありがとうございます。

《安全パトロール委員会》

今年度もたくさんの保護者の皆さまにパトロールをしていただくことができました。また防犯ボランティアの皆さまや先生方が見守って下さるおかげで安心して登下校することができたと思います。

お忙しい中、暑い日も寒い日も大雨の日も…子どもたちの安全を守るためにご協力をいただきありがとうございます。

《松の子まつり実行委員会》

令和6年10月19日(土)に松の子まつりを開催しました。

松の子まつり実行委員会は当日へ向けて主に5月~10月下旬まで準備を進めました。委員同士で協力し、本部役員、外部団体、事前準備係、当日の係の皆さまと共に無事に当日を終えることができました。

まつり当日は、笑顔をたくさん見ることができました。ご協力いただきましたみなさま、本当にありがとうございました。

《学年委員会》

令和 6 年度は長く続いていた感染症での制限を受けることなく給食試食会・松の子鑑賞会を行うことができました。

給食試食会では参加者同士が机を合わせ、お互いの顔をみながら交流を行ったり、栄養教諭からのビデオレターで学校給食への理解を深めました。

松の子鑑賞会は皮影戯(ピーインシー)と言われる中国の影絵の公演を企画・運営しました。皮影戯(ピーインシー)は 2011 年にユネスコの無形文化遺産に登録されており、児童たちは楽しみながら、伝統芸能への興味・関心を高められたと感じています。

今年度から担当する行事に変更がありましたが、各自担当行事に責任を持って活動することができました。ご協力いただきました保護者のみなさま、また先生方に深く感謝申し上げます。1 年間、ありがとうございました。

《卒業準備委員会》

式当日に卒業生へ贈答する卒業記念品と花束の選定や担任の先生方へのプレゼント（児童と同じ記念品や色紙、花束）等を委員全員で話し合って検討し、今後の新生活に役立つ品を考え準備しました。

また、お世話になった先生方へも精一杯の感謝の気持ちを伝えるべく、プレゼント選定や色紙作成に取り組みました。

また、卒業式会場を前日に飾り付けをし、入学式まで使用してもらえるよう工夫しました。先生方へのプレゼント代集金や児童からのメッセージカード回収の際には 6 学年担任の先生方、保護者の皆さまにもご協力いただき、滞りなく卒業式当日を迎えることができました。

ご協力頂きました先生方、保護者の皆さまに心より御礼申し上げます。

令和6年度PTA会費決算書

令和7年3月31日

自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日

さいたま市立大砂土東小学校PTA

〔収 入〕

(単位:円)

科 目	本年度予算額	現行予算額	実収入	差 引	備 考
1. 会 費	3,095,400	3,095,400	3,540,950	445,550	PTA会費 ※1
2. 雑収入	0	0	1,999	1,999	利息・保護者証再発行代
3. 前年度繰越金	3,082,414	3,082,414	3,082,414	0	令和5年度までの繰越累計
4. さいたま市地域防犯活動助成金	0	0	0	0	防犯活動による助成金
合 計	6,177,814	6,177,814	6,625,363	447,549	

※会員数を813人(家庭数分764人、職員分49人)とし、一人当たり1ヶ月350円を得るものとして算出

〔支 出〕

科 目		本年度予算額	現行予算額	実支出	差 引	備 考
一般総務費	1. 事務費	800,000	800,000	367,334	432,666	事務用品・備品代(事務機器積立金100,000円特別会計へ)他
	2. 会議費	70,000	70,000	51,478	18,522	会議諸費用他
	3. 渉外費	30,000	30,000	9,000	21,000	地域お祝い金他
	4. 記念品費	780,000	780,000	723,017	56,983	卒業生への記念品・卒業お祝い品代
	5. 慶弔費	50,000	50,000	40,000	10,000	会員への慶祝弔慰金
	6. 負担費	220,000	220,000	190,095	29,905	PTA活動総合補償制度保険料・市P協会費等
	7. 旅 費	20,000	20,000	2,784	17,216	出張交通費
	8. 表彰費	80,000	80,000	58,120	21,880	表彰・記念品代
	9. 総会費	10,000	10,000	470	9,530	総会・歓送迎会諸費用他
	10.研修費	10,000	10,000	0	10,000	研修補助費・講習会補助費他
	11.サークル助成費	20,000	20,000	20,000	0	レディバード・お父さんの会
	12.通信費	350,000	350,000	154,876	195,124	ネット環境セキュリティ代
	計	2,440,000	2,440,000	1,617,174	822,826	
委員会活動費	1. 環境美化委員会費	10,000	10,000	5,593	4,407	資源回収時経費他
	2. 広報委員会費	340,000	340,000	273,346	66,654	広報紙印刷代・写真・用紙代・郵送代他
	3. ベルマーク委員会費	25,000	25,000	18,584	6,416	ベルマーク集計時経費他
	4. 安全パトロール委員会費	120,000	120,000	107,519	12,481	全Pパトロール経費・防犯活動積立金(100,000円特別会計へ)他
	5. 学年委員会費	410,000	410,000	361,358	48,642	学年委員会活動費
	6. 選考委員会費	10,000	10,000	2,920	7,080	選考委員会活動費
	7. 松の子まつり実行委員会費	20,000	20,000	20,000	0	松の子まつり準備費(20,000円特別会計へ)他
	計	935,000	935,000	789,320	145,680	
学校後援費	1. 教育振興費	790,000	790,000	475,206	314,794	各種教材・パソコンインク代・安全対策費他
	2. 行事補助費	180,000	180,000	154,440	25,560	行事費用
	3. 整備費	380,000	380,000	297,176	82,824	校舎内外整備費用
	4. 動物飼育・植物栽培費	20,000	20,000	0	20,000	餌・種・苗代等
	5. 安全衛生費	40,000	40,000	39,339	661	薬品保健室用品等
	6. 渉外費	20,000	20,000	17,008	2,992	防犯ボランティア茶菓子代等
	7.ボランティア活動補助費	6,000	6,000	6,000	0	図書ボランティア・ソーイングボランティア活動(各3,000円)
	8.雑 費	5,000	5,000	0	5,000	
	計	1,441,000	1,441,000	989,169	451,831	
予備費		1,361,814	1,361,814	0	1,361,814	
合 計		6,177,814	6,177,814	3,395,663	2,782,151	

実収入 実支出 残 高
6,625,363 3,395,663 3,229,700

令和6年度 特別会計収支決算書

自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日

3月28日現在
(単位:円)

収 入		支 出	
項 目	金 額	項 目	金 額
前年度繰越金	873,976	団体資源回収運動補助金(児童還元分)	7,000
防犯活動積立金	100,000	パソコン・プリンター代	198,990
事務機器積立金	100,000	新入生腕章代	126,500
団体資源回収運動金1月～4月	6,950	振込手数料	770
団体資源回収運動金5月～7月	7,450	団体資源回収運動補助金より周年行事積立定期への振替	97,110
団体資源回収運動金9月～12月	19,020		
団体資源回収運動金(令和7年1月～3月)	12,510		
団体資源回収運動補助金	76,700		
利息	438	支払額	430,370
		残高	766,674
合計	1,197,044	合計	1,197,044

*平成23年度より防犯活動積立金10万円。現在の積立金総額は15万2千660円。

*平成25年度より事務機器積立金10万円。現在の積立金総額は36万7千910円。

令和6年度 周年行事積立定期積立状況

自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日

3月28日現在
(単位:円)

収 入		支 出	
項 目	金 額	項 目	金 額
令和4年度までの積立金	2,698,821		
特別会計より積立	97,110		
利息	50	残高	2,795,981
合計	2,795,981	合計	2,795,981

令和6年度 松の子みどり基金収支決算書

自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日

3月28日現在
(単位:円)

収 入		支 出	
項 目	金 額	項 目	金 額
令和3年度までの積立金	548,312		
利息	281	残高	548,593
合計	548,593	合計	548,593

令和6年度 ベルマーク収支決算書

自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日

3月28日現在
(単位:点)

収 入		支 出	
項 目	点数	項 目	点数
前年度繰越点数	293,256	能登半島被災校支援	10,000
前年度(令和5年度)3学期集計分	35,383	ベルマーク点数児童還元 ブックレール・書籍	216,964
1学期集計分	86,962	ベルマーク点数児童還元 マキタ充電器クリーナー	23,653
2学期集計分	53,847		
		支払点数	250,617
		残高	218,831
合計	469,448	合計	469,448

令和6年度 松の子まつり収支決算書

自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日

3月28日現在
(単位:円)

収 入		支 出	
項 目	金 額	項 目	金 額
前年度繰越金	1,155,429	まつり経費(仕入れ含む)	106,884
まつり準備金	20,000	本部テント代	32,560
まつり総売上(パスポート代)	29,200	参加協力費	45,000
		臨時警備費	14,850
		支払額	199,294
利息	537	残高	1,005,872
合 計	1,205,166	合 計	1,205,166

令和7年度 PTA活動方針(案)

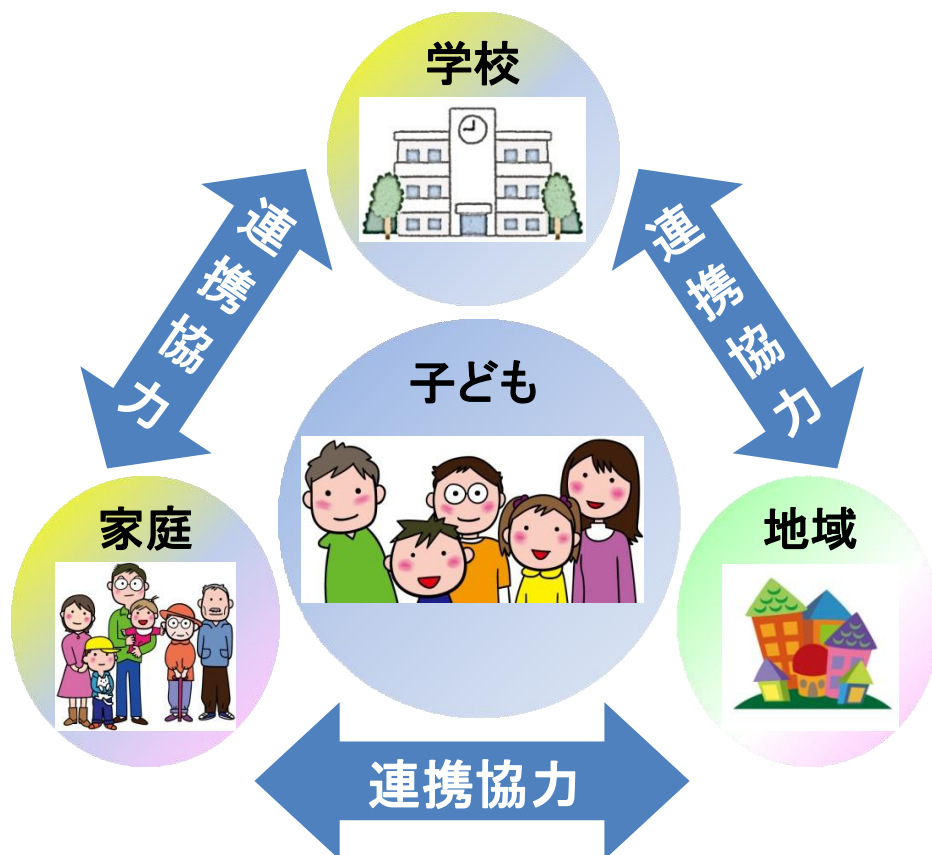
基本活動方針

心ひとつに力を合わせて
子どもたちの未来を創ろう

★大砂土東小学校コミュニティの形成 (子どもをとりまく 学校・家庭・地域のネットワーク作り)

主な活動内容

- ①よりよい教育環境づくりへ、PTAだからこそできる支援
- ②子どもたちの心身の安全・安心の確保への連携協力
- ③学校の教育活動、行事、諸活動への協力及び参加



PTA活動は皆さんのご協力により成り立っております。
本校PTAでは、保護者の方へ児童1人に対し、6年間の在学中に委員活動1年を目安としてご協力を呼び掛けております。
委員に就任しない年度は、1家庭に1回(3時間程度)の係活動をお願いしております。

令和7年度 活動計画（案）

PTA本部

- ・ 総会の開催
- ・ 役員会、運営委員会の開催
- ・ 複数の委員会に係わる事業の調整
- ・ 各自治会、公民館の諸行事への参加、協力
- ・ 各種団体、講演会などへの出席
- ・ 近隣校の協議会及び諸行事への出席
- ・ 青少年育成 大砂土東地区会の運営協力
- ・ 市P協「PTA活動総合補償制度」の運用
- ・ PTA会費、特別会計の収支、管理
- ・ 『運営委員会だより』の配信
- ・ その他関連事項

環境美化委員会

- ・ 落ち葉掃き
- ・ レッツ・ジョイン！クリーン活動

広報委員会

- ・ 広報紙『松ぼっくり』発行
- ・ 各種PTA活動資料写真等の撮影協力
- ・ その他 広報活動

ベルマーク委員会

- ・ ベルマーク収集とその収益の還元

安全パトロール委員会

- ・ 全Pパトロールの実施
- ・ 『パトロールだより』の発行
- ・ 登校班編制管理
- ・ パトロール係の調整
- ・ 交通安全母の会 会員協力

松の子まつり実行委員会

- ・ 『松の子まつり』の企画と開催

学年委員会

- ・ 学年内のとりまとめ
- ・ 学校行事などの手伝い
- ・ 給食試食会の実施
- ・ 委員、係決めの司会・進行(新1年)
- ・ 学校保健委員会 出席と手伝い
- ・ 各種講演会への参加
- ・ 各種パトロールへの参加
- ・ 松の子鑑賞会の企画と開催
- ・ カーテン洗濯係へのお手紙作成

※令和7年5月17日より、全体委員会・成人教育委員会は廃止。

会則改定について

以下の会則につき、現状の活動内容に鑑み令和7年5月16日定期総会にて変更を提案、承認されました。

<旧>	<新>
第4章 役員、会計監査委員および委員 【役員、会計監査委員および委員】 第7条 3. 委員 学年委員・専門委員 若干名 第8条 役員、会計監査委員及び委員の任務は次のとおりとする。 6. 学年委員は各学年、学級活動の推進、連絡、調整に当たり、<u>専門委員は各々の専門活動に当たる。</u> 7. 参与はあらゆる会議に出席し意見を述べることができる。 第5章 機関 【機関の種類】 第11条 この会に次の機関をおく。 1. 総会 <u>2. 全体委員会</u> 3. 運営委員会 4. 役員会 5. 専門委員会 6. 学年委員会 【総会】 第12条 総会はこの会の最高決議機関であって、毎年度のはじめに会長が招集し次のことを行う。 ただし会長が必要と認めたとき、または会員の1/3以上の請求があった場合は臨時に開催することができる。また、総会の開催方式は対面参集に加え、書面、オンラインを認める。 <u>方式の選択については、総会前年度の全体委員会での討議事項とし、会長はこの採決の結果に従って会員を招集する。</u> 【全体委員会】 <u>第13条 全体委員会は総会に次ぐ決議機関であって、役員及び委員で構成し必要に応じて会長が招集し次のことを行う。また、全体委員会の開催方式は対面参集に加え、必要に応じて書面、オンラインを認める。</u> <u>1. 特別な総会議案の事前審議、承認</u> <u>2. 総会より付託された重要事項の審議、決定</u> <u>3. その他緊急を要する重要事項の審議、決定</u>	第4章 役員、会計監査委員および委員 【役員、会計監査委員および委員】 第7条 3. 委員 学年委員・専門委員・<u>選考委員</u> 若干名 第8条 役員、会計監査委員及び委員の任務は次のとおりとする。 6. 学年委員は各学年、学級活動の推進、連絡、調整に当たる。 <u>7. 専門委員は各々の専門活動に当たる。</u> <u>8. 選考委員は役員および会計監査委員の候補者を選考し、総会に推薦する。</u> 9. 参与はあらゆる会議に出席し意見を述べることができる。 第5章 機関 【機関の種類】 第11条 この会に次の機関をおく。 1. 総会 <u>2. 全体委員会</u> 2. 運営委員会 3. 役員会 4. 専門委員会 5. 学年委員会 6. <u>選考委員会</u> 【総会】 第12条 総会はこの会の最高決議機関であって、毎年度のはじめに会長が招集し次のことを行う。 ただし会長が必要と認めたとき、または会員の1/3以上の請求があった場合は臨時に開催することができる。また、総会の開催方式は対面参集に加え、<u>必要に応じて書面、オンラインを認める。</u> <u>方式の選択については、総会前年度の全体委員会での討議事項とし、会長はこの採決の結果に従って会員を招集する。</u> 【全体委員会】 <u>第13条 全体委員会は総会に次ぐ決議機関であって、役員及び委員で構成し必要に応じて会長が招集し次のことを行う。また、全体委員会の開催方式は対面参集に加え、必要に応じて書面、オンラインを認める。</u> <u>1. 特別な総会議案の事前審議、承認</u> <u>2. 総会より付託された重要事項の審議、決定</u> <u>3. その他緊急を要する重要事項の審議、決定</u>

【運営委員会】

第 14 条 運営委員会はこの会の執行機関で、役員、専門委員長、学年委員長で構成し、会長が招集し次のことを行う。また、運営委員会の開催方式は対面参集に加え、必要に応じて書面、オンラインを認める。

1. 総会の決議 及び全体委員会の審議に基づく会務の処理
2. 活動方針及び予算の立案
3. 定例的な総会議案の事前審議、承認
4. 専門委員会、学年委員会の活動計画および執行状況の検討、調整
5. 会の資産の管理
6. その他必要事項の処理

【役員会】

第 15 条

【専門委員会】

第 16 条 専門委員会は次の通りとし、各委員会、教職員若干名で構成し活動を行う。

各委員会は必要に応じて係を設けることが出来る。

1. 環境美化委員会
 - ①校内外の環境美化、リサイクルに関する事項
 - ②その他の必要事項
2. 成人教育委員会
 - ①会員の研修及び文化活動に関する事項
 - ②その他必要事項
3. 広報委員会
 - ①広報紙の発行
 - ②その他の広報活動
4. ベルマーク委員会
 - ①ベルマークに関する活動
 - ②その他必要事項
5. 安全パトロール委員会
 - ①児童の交通安全及び校外生活に関する事項
 - ②児童の福祉向上と生活環境の改善
 - ③地域活動の推進、連絡、調整
 - ④その他必要事項
6. 松の子まつり実行委員会
 - ①松の子まつり全般の企画運営に関する事項
 - ②松の子まつりに付随する必要事項

【学年委員会】

第 17 条

【運営委員会】

第 13 条 運営委員会はこの会の執行機関で、役員、専門委員長、学年委員長で構成し、会長が招集し次のことを行う。また、運営委員会の開催方式は対面参集に加え、必要に応じて書面、オンラインを認める。

1. 総会の決議 及び全体委員会の審議に基づく会務の処理
2. 活動方針及び予算の立案
3. 定例的な総会議案の事前審議、承認
4. 専門委員会、学年委員会、選考委員会の活動計画および執行状況の検討、調整
5. 会の資産の管理
6. 総会より付託された重要事項の審議、決定
7. 緊急を要する重要事項の審議、決定
8. その他必要事項の処理

【役員会】

第 14 条

【専門委員会】

第 15 条 専門委員会は次の通りとし、各委員会、教職員若干名で構成し活動を行う。

各委員会は必要に応じて係を設けることが出来る。

1. 環境美化委員会
 - ①校内外の環境美化、リサイクルに関する事項
 - ②その他の必要事項
2. 成人教育委員会
 - ①会員の研修及び文化活動に関する事項
 - ②その他必要事項
2. 広報委員会
 - ①広報紙の発行
 - ②その他の広報活動
3. ベルマーク委員会
 - ①ベルマークに関する活動
 - ②その他必要事項
4. 安全パトロール委員会
 - ①児童の交通安全及び校外生活に関する事項
 - ②児童の福祉向上と生活環境の改善
 - ③地域活動の推進、連絡、調整
 - ④その他必要事項
5. 松の子まつり実行委員会
 - ①松の子まつり全般の企画運営に関する事項
 - ②松の子まつりに付随する必要事項

【学年委員会】

第 16 条

【選考委員会】

第 17 条 選考委員会は役員および会計監査委員の候補者を選考し、本人の承諾を得て総会に推薦す

第6章 会議の定足数と議長

【全体委員会の定足数と議長】

~~第20条 全体委員会の定足数は提出された議決権行使書を含め構成員の1/2以上とし、議決は運営委員会構成員及び会計監査委員を除く出席者の過半数の同意による。議長は役員を除く構成員の互選とする。~~

【運営委員会の定足数と議長】

第21条

第7章 会計

【財源】

第22条

【会費】

第23条 会費は一世帯当たり年額 4,200 円とし、前期(4月～9月)・後期(10月～3月)各 2,100 円とする。ただし事情のある会員については、会長・参与・会計補佐の三者で協議し、減免することができる。その場合、世帯数を役員会に報告する。

1. 前項の規定に関わらず、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの会費については、年額 2,800 円とする。

【会計規則、慶弔規定、旅費規定、サークル助成規定、表彰規定】

第24条

【会計責任】

第25条

【会計年度】

第26条

第8章 その他

【個人情報取扱】

第27条

る。

第6章 会議の定足数と議長

【全体委員会の定足数と議長】

~~第20条 全体委員会の定足数は提出された議決権行使書を含め構成員の1/2以上とし、議決は運営委員会構成員及び会計監査委員を除く出席者の過半数の同意による。議長は役員を除く構成員の互選とする。~~

【運営委員会の定足数と議長】

第20条

第7章 会計

【財源】

第21条

【会費】

第22条 会費は一世帯当たり年額 4,200 円とし、前期(4月～9月)・後期(10月～3月)各 2,100 円とする。ただし事情のある会員については、会長・参与・会計補佐の三者で協議し、減免することができる。その場合、世帯数を役員会に報告する。

1. 前項の規定に関わらず、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの会費については、年額 2,800 円とする。

2. 会期途中に転入してきた会員については、月割りにて会費を徴収する。

3. 会期途中に転出した会員への返金を行わない。

【会計規則、慶弔規定、旅費規定、サークル助成規定、表彰規定】

第23条

【会計責任】

第24条

【会計年度】

第25条

第8章 その他

【個人情報取扱】

第26条

さいたま市立大砂土東小学校PTA会則（案）

第1章 総 則

【名称および事務局】

第1条 この会はさいたま市立大砂土東小学校PTA（以下大砂土東小PTAと記する）という。
事務局は同校内（〒337-0053 埼玉県さいたま市見沼区大和田町2丁目998番地、電話代048-684-8003）におく。

【目 的】

第2条 この会は本校教育目標実現のために保護者と職員が協力して、家庭と学校と社会における児童の幸福と健全な成長を図ることを目的とする。

【活 動】

第3条 この会は前条の目的を達成するために次の活動を行う。

1. 保護者と職員は児童の成長の導きとなるよう努める。
2. 家庭と学校とが緊密な連携を図り、児童の生活を指導する。
3. 児童の学習環境ならびに生活環境の整備に努める。
4. 会員及び児童の体位向上と健康の増進を図る。
5. この会の目的達成に必要な事項を行う。

第2章 活動指針

【活動要項】

第4条 この会は教育を本旨とし活動する民主的かつ自主的な団体として、次の活動要項を基調とする。

1. 学級、学年、地域での話し合いをもとに、会員相互の理解、親睦を深め、会員の総意を結集し活動する。
2. この会の自主性を重んずるとともに、児童の教育ならびに社会福祉のために活動する他の団体及び機関とも協力を図る。
3. 特定の政治団体や宗教団体に属する活動、及び営利を目的とする活動は行わない。
4. この会の目的及び活動の利益を阻害するいかなる選挙活動ならびに、これに類似する一切の活動は行わない。
5. この会は児童の教育に関し、学校や教育委員会に意見や要望を述べるとともに、学校運営への参画と協力に努める。
6. 学校の人事及び経営管理等に干渉しない。

第3章 会 員

【会員資格と権利、義務】

第5条 この会の会員は本校に在籍する児童の保護者またはこれに準ずる者と職員とし、すべての会員はPTA会則の下に平等の権利と義務を有する。

【学校長の挙用】

第6条 学校長の意見や要望が活動に反映されるよう努める。

第4章 役員、会計監査委員および委員

【役員、会計監査委員および委員】

第7条 この会の役員、会計監査委員及び委員は次のとおりとする。

1. 役 員
 - ① 会 長 1 名 (P1)
 - ② 副 会 長 若干名 (T2 を含む)
 - ③ 書 記 2 名 (P2)
 - ④ 会 計 3 名 (P2, T1)
 - ⑤ 会計補佐 1 名 (T1)

- ⑥ 参 与 1 名 (校長)
- 2. 会計監査委員 3 名 (P3)
- 3. 委 員

学年委員・専門委員・**選考委員** 若干名

【役員、会計監査委員及び委員の任務】

第 8 条 役員、会計監査委員及び委員の任務は次のとおりとする。

- 1. 会長はこの会を代表し会務を統括する。
- 2. 副会長は会長を補佐し会長に事故あるときはこれに代わる。
- 3. 書記は会務を処理する。
- 4. 会計は会計事務にあたる。
- 5. 会計監査委員は会計処理に関し監査する。
- 6. 学年委員は各学年、学級活動の推進、連絡、調整に当たる。
- 7. **専門委員は各々の専門活動に当たる。**
- 8. **選考委員は役員および会計監査委員の候補者を選考し、総会に推薦する。**
- 9. 参与はあらゆる会議に出席し意見を述べることができる。

【役員、会計監査委員及び委員の選出】

第 9 条 役員、会計監査委員及び委員の選出は選考規定による。

【役員、会計監査委員及び委員の任期】

第 10 条 役員、会計監査委員及び委員の任期は総会から次年度の総会までとし再任を妨げない。尚、欠員が生じたときは速やかに補充するものとし、その任期は前任者の残任期間とする。

第 5 章 機 関

【機関の種類】

第 11 条 この会に次の機関をおく。

- 1. 総 会
- 2. 運営委員会
- 3. 役 員 会
- 4. 専門委員会
- 5. 学年委員会
- 6. **選考委員会**

【総 会】

第 12 条 総会はこの会の最高決議機関であつて、毎年度のはじめに会長が招集し次のことを行う。
ただし会長が必要と認めたとき、または会員の 1/3 以上の請求があつた場合は臨時に開催することができる。また、総会の開催方式は対面参集に加え、書面、オンラインを認める。
毎年度初めの定期総会においては、次のことを行う。

- 1. 会則の制定及び改廃
- 2. 予算及び決算
- 3. 活動の方針と報告
- 4. その他の重要事項

【運営委員会】

第 13 条 運営委員会はこの会の執行機関で、役員、専門委員長、学年委員長で構成し会長が招集し次のことを行う。また、運営委員会の開催方式は対面参集に加え、必要に応じて書面、オンラインを認める。

- 1. 総会の決議に基づく会務の処理
- 2. 活動方針及び予算の立案
- 3. 総会議案の事前審議、承認
- 4. 専門委員会、学年委員会、**選考委員会**の活動計画および執行状況の検討、調整
- 5. 会の資産の管理
- 6. **総会より付託された重要事項の審議、決定**
- 7. **緊急を要する重要事項の審議、決定**
- 8. その他必要事項の処理

【役員会】

第14条 役員会は役員で構成し、会長が招集し次のことを行う。また、役員会の開催方式は対面参集に加え、必要に応じて書面、オンラインを認める。

1. 会全体の円滑な運営を行うための協議と諸準備
2. 緊急事項の決定
3. その他必要事項

【専門委員会】

第15条 専門委員会は次の通りとし、各委員会、教職員若干名で構成し活動を行う。

各委員会は必要に応じて係を設けることができる。

1. 環境美化委員会
 - ①校内外の環境美化、リサイクルに関する事項
 - ②その他の必要事項
2. 広報委員会
 - ①広報紙の発行
 - ②その他の広報活動
3. ベルマーク委員会
 - ①ベルマークに関する活動
 - ②その他必要事項
4. 安全パトロール委員会
 - ①児童の交通安全及び校外生活に関する事項
 - ②児童の福祉向上と生活環境の改善
 - ③地域活動の推進、連絡、調整
 - ④その他必要事項
5. 松の子まつり実行委員会
 - ①松の子まつり全般の企画運営に関する事項
 - ②松の子まつりに付随する必要事項

【学年委員会】

第16条 学年委員会は学年ごとに選出される学年委員および教員若干名で構成し、学年委員長が招集し次のことを行う。また学年委員会は必要に応じて係を設けることができる。

1. 各学年、学級活動の推進、連絡、調整
2. 授業参観時、学級懇談会の開催協力
3. その他必要事項

【選考委員会】

第17条 選考委員会は役員および会計監査委員の候補者を選考し、本人の承諾を得て総会に推薦する。

【特別委員会】

第18条 この会の運営に関し、特別な事項について必要があるときは運営委員会の決定にて特別委員会を設けることができる。

第6章 会議の定足数と議長

【総会の定足数と議長】

第19条 総会の定足数は提出された議決権行使書を含め会員の1/2以上とし、議決は運営委員会構成員及び会計監査委員を除く出席者の過半数の同意による。可否同数の場合は議長が決める。議長は運営委員会構成員及び会計監査委員を除く構成員の互選とする。

【運営委員会の定足数と議長】

第20条 運営委員会の定足数は構成員の1/2以上とし、議決は出席者の過半数の同意による。議長は招集者がこれにあたる。

第7章 会 計

【財 源】

第 21 条 この会の運営費は、会費及びその他の収入をもって充てる。

【会 費】

第 22 条 会費は一世帯当たり年額 4,200 円とし、前期(4 月～9 月)・後期(10 月～3 月)各 2,100 円とする。ただし事情のある会員については、会長・参与・会計補佐の三者で協議し、減免することができる。その場合、世帯数を役員会に報告する。

1. 前項の規定に関わらず、令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの会費については、年額 2,800 円とする。

2. 会期途中に転入してきた会員については、月割りにて会費を徴収する。

3. 会期途中に転出した会員への返金を行わない。

【会計規則、慶弔規定、旅費規定、サークル助成規定、表彰規定】

第 23 条 この会の会計規則、慶弔規定、旅費規定・サークル助成規定および表彰規定は別に定める。

【会 計 責 任】

第 24 条 この会の会計について運営委員会の連帯責任とする。

【会 計 年 度】

第 25 条 この会の会計年度は毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

第 8 章 その他

【個人情報取扱】

第 26 条 この会の個人情報取扱規則は別に定める。

附 則 1. この会則の改廃は総会の決議を経なければならない。

2. 昭和 37 年 5 月 20 日施行	昭和 39 年 3 月 15 日改定	昭和 41 年 4 月 17 日改定
昭和 42 年 3 月 26 日改定	昭和 46 年 5 月 23 日改定	昭和 52 年 2 月 17 日改定
昭和 54 年 4 月 11 日改定	昭和 62 年 4 月 28 日改定	昭和 62 年 12 月 7 日改定
平成 1 年 4 月 28 日改定	平成 4 年 4 月 24 日改定	平成 7 年 4 月 28 日改定
平成 8 年 3 月 25 日改定	平成 9 年 5 月 2 日改定	平成 10 年 5 月 1 日改定
平成 11 年 4 月 30 日改定	平成 14 年 5 月 2 日改定	平成 17 年 5 月 6 日改定
平成 21 年 12 月 18 日改定	平成 24 年 5 月 11 日改定	平成 25 年 5 月 10 日改定
平成 26 年 5 月 9 日改定	平成 27 年 5 月 8 日改定	平成 29 年 5 月 12 日改定
平成 30 年 5 月 11 日改定	令和 2 年 7 月 31 日改定	令和 4 年 5 月 13 日改定
令和 6 年 3 月 8 日改定	令和 7 年 5 月 16 日改定	

規則・規定改定について

以下の規則・規定につき、現状の活動内容に鑑み令和7年5月16日定期総会にて変更を提案、承認されました。

<旧>

会 計 規 則

第1条 この会の会則第24条に基づく会計に関する処理及び会計監査についてはこの規則による。

第2条 次の場合は全体委員会の審議了承を得なければならない。

1. 予算の各項を流用するとき。
2. 予備費より支出するとき。
3. 特別な活動に要する特別会計を設けるとき。

附 則 1. この規則の改廃は全体委員会の議決を経なければならない。

特 別 会 計 規 定

第3条 周年行事積立は特別会計からの支出金およびPTA一般会計予備費からの必要額を原資とし、周年行事における活動資金とする。

百周年事業費目標額 三百万円

1. 原資

- (1) 特別会計からの拠出金
- (2) 周年行事剰余金
- (3) 一般会計予備費からの拠出金（資金の受け入れについて、全体委員会の承認を要する。）
- (4) その他（資金の受け入れについて、運営委員会の承認を要する。）

2. 支出

- (1) 周年行事活動費（活動にあたっては、周年行事特別会計を設け、活動内容について全体委員会の承認を要する。）
- (2) その他（特別な支出を要する場合は総会の承認を要する。）

第4条 松の子みどり基金は松の子まつり特別会計からの支出金を原資とし、校内のみどり保全における活動資金とする。

1. 原資

- (1) 松の子まつり収益金
- (2) その他（資金の受け入れについて、運営委員会の承認を要する。）

2. 支出

- (1) 保全活動用品
- (2) 樹木の植え付け（高額な樹木の植え付けは全体委員会の承認を要する。）

附 則 1. この規定の改廃は全体委員会の決議を経なければならない。

<新>

会 計 規 則

第1条 この会の会則第23条に基づく会計に関する処理及び会計監査についてはこの規則による。

第2条 次の場合は運営委員会の審議了承を得なければならない。

1. 予算の各項を流用するとき。
2. 予備費より支出するとき。
3. 特別な活動に要する特別会計を設けるとき。

附 則 1. この規則の改廃は総会の決議を経なければならない。

特 別 会 計 規 定

第3条 周年行事積立は特別会計からの支出金およびPTA一般会計予備費からの必要額を原資とし、周年行事における活動資金とする。

百周年事業費目標額 三百万円

1. 原資

- (1) 特別会計からの拠出金
- (2) 周年行事剰余金
- (3) 一般会計予備費からの拠出金（資金の受け入れについて、運営委員会の承認を要する。）
- (4) その他（資金の受け入れについて、運営委員会の承認を要する。）

2. 支出

- (1) 周年行事活動費（活動にあたっては、周年行事特別会計を設け、活動内容について運営委員会の承認を要する。）
- (2) その他（特別な支出を要する場合は総会の承認を要する。）

第4条 松の子みどり基金は松の子まつり特別会計からの支出金を原資とし、校内のみどり保全における活動資金とする。

1. 原資

- (1) 松の子まつり収益金
- (2) その他（資金の受け入れについて、運営委員会の承認を要する。）

2. 支出

- (1) 保全活動用品
- (2) 樹木の植え付け（高額な樹木の植え付けは運営委員会の承認を要する。）

附 則 1. この規定の改廃は総会の決議を経なければならない。

慶 弔 規 定

第 1 条 この会の会則第 24 条の慶弔規定についてはこの規定による。

附 則 1. この規定の改廃は全体委員会の議決を経なければならない。

旅 費 規 定

第 1 条 この会の会則第 24 条の旅費規定についてはこの規定による。

附 則 1. この規定の改廃は全体委員会の議決を経なければならない。

サークル助成規定

第 1 条 この会の会則第 24 条のサークル助成規定については、この規定による。

附 則 1. この規定の改廃は全体委員会の議決を経なければならない。

表 彰 規 定

第 1 条 この会の会則第 24 条表彰規定についてはこの規定による。

附 則 1. この規定の改廃は全体委員会の決議を経なければならない。

選 考 規 定

第 2 条 役員、および会計監査委員の候補者選考は毎年、選考委員会を設けて決める。

第 3 条 選考委員会は、6 年生を除く各学年から 1 名で構成することを原則とし、正副委員長は互選とする。

第 4 条 選考委員会は役員および会計監査委員の候補者を選考し、本人の承諾を得て総会に推薦する。

選 考 規 定 施 行 細 則

1. 選考委員会の委員については代理を認めない。
2. 選考委員で役員、会計監査委員の候補者に推薦され、これを承諾した者は選考委員の資格を失う。
3. 選考委員は、全体委員会、運営委員会、および各委員会へ必要に応じて出席することが可能である。
- ただし、選考に関わる意見を述べる事はできない。
4. 選考委員の任期は、総会から次年度の総会までとし、再任を妨げない。

附 則 1. この規定の改廃は全体委員会の決議を経なければならない。

慶 弔 規 定

第 1 条 この会の会則第 23 条の慶弔規定についてはこの規定による。

附 則 1. この規定の改廃は総会の決議を経なければならない。

旅 費 規 定

第 1 条 この会の会則第 23 条の旅費規定についてはこの規定による。

附 則 1. この規定の改廃は総会の決議を経なければならない。

サークル助成規定

第 1 条 この会の会則第 23 条のサークル助成規定については、この規定による。

附 則 1. この規定の改廃は総会の決議を経なければならない。

表 彰 規 定

第 1 条 この会の会則第 23 条表彰規定についてはこの規定による。

附 則 1. この規定の改廃は総会の決議を経なければならない。

選 考 規 定

第 2 条 役員、および会計監査委員の候補者選考は毎年、選考委員会を設けて決める。

~~第 3 条 選考委員会は、6 年生を除く各学年から 1 名で構成することを原則とし、正副委員長は互選とする。~~

~~第 4 条 選考委員会は役員および会計監査委員の候補者を選考し、本人の承諾を得て総会に推薦する。~~

選 考 規 定 施 行 細 則

1. 選考委員会の委員については代理を認めない。
2. 選考委員で役員、会計監査委員の候補者に推薦され、これを承諾した者は選考委員の資格を失う。
3. 選考委員は、全体委員会、運営委員会、および各委員会へ必要に応じて出席することが可能である。
- ただし、選考に関わる意見を述べる事はできない。
4. 選考委員の任期は、総会から次年度の総会までとし、再任を妨げない。

附 則 1. この規定の改廃は総会の決議を経なければならない。

選出規定

第1条 学年委員は各学年の適正人数を選出する。専門委員は全学年より立候補者で構成する。保導委員については地区からの選出とする。

第4条 役員、会計監査委員、専門委員、学年委員は他の委員を兼任または代理することはできない。

第5条 職員からの委員候補者については、学校長の推薦を得て総会で選任する。

附則 1. この規定の改廃は全体委員会の決議を経なければならない。

個人情報取扱規則

附則 1. この規定の改廃は全体委員会の決議を経なければならない。

選出規定

第1条 学年委員は各学年の適正人数を選出する。専門委員は全学年より立候補者で構成する。安全パトロール委員については地区からの選出とする。

第4条 役員、会計監査委員、専門委員、学年委員、選考委員は他の委員を兼任または代理することはできない。

第5条 職員からの委員候補者については、学校長の推薦を得て総会で選任する。

附則 1. この規定の改廃は総会の決議を経なければならない。

個人情報取扱規則

附則 1. この規定の改廃は総会の決議を経なければならない。

さいたま市立大砂土東小学校PTA規則・規定

会 計 規 則

- 第1条 この会の会則第23条に基づく会計に関する処理及び会計監査についてはこの規則による。
- 第2条 次の場合は運営委員会の審議了承を得なければならない。
1. 予算の各項を流用するとき。
 2. 予備費より支出するとき。
 3. 特別な活動に要する特別会計を設けるとき。
- 第3条 予算の項目を流用するときは運営委員会の審議了承を得なければならない。
- 第4条 会計は年度の会計報告書を作成し、運営委員会の審議を経て総会に報告する。
- 第5条 会計は次の帳簿を記帳し保管する。
1. 会費徴収簿
 2. 収支状況経過報告書
 3. 金銭出納簿
 4. 証ひょう書類
 5. 備品台帳
 6. その他必要な帳簿
- 第6条 会計監査委員は毎年前期と後期の2回会計監査を実施しなければならない。
- 第7条 会計監査委員は次の事項について監査し、その結果を総会に報告しなければならない。
1. 予算の運用及びその適否
 2. 収入及び支出の適否
 3. 帳簿、及び証ひょう書類の適否
 4. 備品管理の適否
 5. 現金の確認
 6. その他必要と認める事項
- 第8条 各帳簿、証ひょう書類及び会計報告書は年度別に整理し5年間これを保存しなければならない。
- 附 則 1. この規定の改廃は総会の決議を経なければならない。
2. 昭和37年5月20日施行 昭和39年3月15日改定 昭和52年2月17日改定
平成7年4月28日改定 平成13年5月2日改定 平成21年12月18日改定
令和7年5月16日改定

特 別 会 計 規 定

- 第1条 この会の会計規則第2条の3にて設けられた会計はこの規定により運用する。
- 第2条 特別会計はPTA会費外の収入および会費からの支出金を原資とし、複数年度にわたる活動資金とする。
1. 原資（拠出元）
 - (1) 団体資源回収運動補助金（さいたま市）
 - (2) レッツ・ジョイン！クリーン活動助成金（青少年育成大砂土東地区会）
 - (3) 防犯活動積立金（PTA一般会計）
 - (4) 事務機器積立金（PTA一般会計）
 2. 支出
 - (1) 資源回収手数料（支出にあたっては、運営委員会の承認を要する。）
 - (2) 児童リサイクル活動補助金
 - (3) 周年行事積立
 - (4) 防犯活動備品購入費（腕章、手旗等。購入時は運営委員会の承認を要する。）
 - (5) 事務機器更新にかかる経費（更新にあたっては、内容、金額について運営委員会の承認を要する。）
 - (6) 児童及び学校への還元（還元については、還元内容・金額について運営委員会の承認を要する。）
- 第3条 周年行事積立は特別会計からの支出金およびPTA一般会計予備費からの必要額を原資

とし、周年行事における活動資金とする。

百周年事業費目標額 三百万円

1. 原資

- (1) 特別会計からの拠出金
- (2) 周年行事剰余金
- (3) 一般会計予備費からの拠出金(資金の受け入れについて、運営委員会の承認を要する。)
- (4) その他(資金の受け入れについて、運営委員会の承認を要する。)

2. 支出

- (1) 周年行事活動費(活動にあたっては、周年行事特別会計を設け、活動内容について運営委員会の承認を要する。)
- (2) その他(特別な支出を要する場合は総会の承認を要する。)

第4条 松の子みどり基金は松の子まつり特別会計からの支出金を原資とし、校内のみどり保全における活動資金とする。

1. 原資

- (1) 松の子まつり収益金
- (2) その他(資金の受け入れについて、運営委員会の承認を要する。)

2. 支出

- (1) 保全活動用品
- (2) 樹木の植え付け(高額な樹木の植え付けは運営委員会の承認を要する。)

第5条 ベルマーク特別会計はベルマーク収集点数を原資とし、児童、学校への還元を行う。

1. 原資

- (1) ベルマーク収集点数

2. 支出

- (1) 児童・学校への還元(還元については、還元内容・金額について運営委員会の承認を要する。)

第6条 松の子まつり特別会計は松の子まつり収益金および会費からの支出金を原資とし、松の子まつりの開催および児童・学校への還元を行う。

1. 原資

- (1) 松の子まつり収益金
- (2) 松の子まつり開催補助金(P T A一般会計委員会活動費)
- (3) その他(資金の受け入れについて運営委員会の承認を要する。)

2. 支出

- (1) 松の子まつり開催にかかる経費(予算を含めた実施計画について運営委員会の承認を要する。)
- (2) 児童・学校への還元(還元については、還元内容・金額について運営委員会の承認を要する。)

第7条 新たに特別会計を設けた場合、本規定を見直すこととする。

附 則 1. この規定の改廃は総会の決議を経なければならない。

2. 平成24年5月11日施行 平成25年3月8日改定 平成26年3月12日改定
令和5年3月6日改定 令和6年3月8日改定 令和7年5月16日改定

慶 弔 規 定

第1条 この会の会則第23条の慶弔規定についてはこの規定による。

種 別	該 当 者	金 額 、 そ の 他
結 婚 、 出 産	職 員	5,000 円
死 亡	児童の保護者 児 童 ・ 職 員	5,000 円および献花(献花は児童が会葬時のみとしその本数)

火 事 見 舞	全 会 員	5,000 円
傷 病 見 舞	児 童 ・ 職 員	連続 1 カ月以上の入院 5,000 円
P T A 活 動 中 の 事 故	全 会 員 ・ 児 童	さいたま市 P 協「PTA 活動総合補償制度」による
会員および児童 以外の慶弔弔慰	P T A に 関 わ る 関 係 者	役員会で相談し慶弔弔慰をあらわす

第 2 条 その他必要と認められる慶弔の場合には役員会にはかり決定する。但し、緊急を要する場合会長がこれを処理することができる。

第 3 条 一切の返礼行為はおこなわない。

附 則 1. この規定の改廃は総会の決議を経なければならない。

- 昭和 39 年 3 月 15 日施行 昭和 46 年 5 月 23 日改定 昭和 52 年 2 月 17 日改定
昭和 54 年 5 月 11 日改定 昭和 57 年 4 月 28 日改定 昭和 59 年 4 月 28 日改定
平成 4 年 4 月 24 日改定 平成 7 年 4 月 28 日改定 平成 17 年 5 月 6 日改定
平成 20 年 5 月 2 日改定 平成 21 年 12 月 18 日改定 平成 24 年 12 月 7 日改定
令和 6 年 3 月 8 日改定 令和 7 年 5 月 16 日改定

旅 費 規 定

第 1 条 この会の会則第 23 条の旅費規定についてはこの規定による。

第 2 条 会務による出張は実費を支給する。なお、報告は運営委員会にて行う。

附 則 1. この規定の改廃は総会の決議を経なければならない。

- 昭和 39 年 3 月 15 日施行 昭和 46 年 5 月 23 日改定 昭和 52 年 2 月 17 日改定
昭和 62 年 4 月 28 日改定 平成 4 年 4 月 24 日改定 平成 21 年 12 月 18 日改定
令和 7 年 5 月 16 日改定

サークル助成規定

第 1 条 この会の会則第 23 条のサークル助成規定については、この規定による。

第 2 条 サークル活動の目的は、会員相互の親睦と修養とし、自主的運営を原則とする。

第 3 条 P T A 会員を主たる構成員とする 10 名以上で構成され、役員会、運営委員会の審議了承を得なければならない。

第 4 条 学校施設を利用する場合は、原則として放課後とする。

附 則 1. この規定の改廃は総会の決議を経なければならない。

- 平成 11 年 4 月 30 日施行 平成 21 年 12 月 18 日改定 令和 7 年 5 月 16 日改定

表 彰 規 定

第 1 条 この会の会則第 23 条の表彰規定についてはこの規定による。

第 2 条 この会の目的達成に尽力し、同時にこの会の振興発展のため功績が顕著なものを表彰する。

第 3 条 被表彰者の選定は、運営委員会で決定する。

第 4 条 被表彰者の選考基準は次の各項のとおりとする。

- 特に表彰にあたいすると認めた者。
- 転任および退職の職員。
- 関係諸団体で表彰にあたいすると認められた場合。
- 本校児童で善行があり、学校長より推薦があった者。

第 5 条 表彰は表彰状または感謝状を贈り、あわせて記念品または金一封を贈呈する。尚、記念品ならびに金一封は 3,000 円程度とする。

第 6 条 表彰は次年度の総会において行う。ただし事情によっては臨時にこれを行うことができる。

附 則 1. この規定の改廃は総会の決議を経なければならない。

- 昭和 42 年 3 月 26 日施行 昭和 52 年 2 月 17 日改定 昭和 62 年 12 月 7 日改定

選 考 規 定

第 1 条 この会の会則第 9 条の役員、会計監査委員および委員の選出はこの規定による。

第 2 条 役員、および会計監査委員の候補者選考は毎年、選考委員会を設けて決める。

選 考 規 定 施 行 細 則

1. 選考委員会の委員については代理を認めない。
2. 選考委員で役員、会計監査委員の候補者に推薦され、これを承諾した者は選考委員の資格を失う。
3. 選考委員は、運営委員会、および各委員会へ必要に応じて出席することが可能である。ただし、選考に関わる意見を述べる事はできない。
4. 選考委員の任期は、総会から次年度の総会までとし、再任を妨げない。

附 則 1. この規定の改廃は**総会**の決議を経なければならない。

2. 昭和 53 年 5 月 10 日施行 平成 7 年 4 月 28 日改定 平成 12 年 5 月 2 日改定
平成 13 年 5 月 2 日改定 平成 21 年 12 月 18 日改定 令和 6 年 3 月 8 日改定
令和 7 年 5 月 16 日改定

選 出 規 定

第 1 条 学年委員は各学年の適正人数を選出する。専門委員は全学年より立候補者で構成する。**安全パトロール**委員については地区からの選出とする。

第 2 条 各委員会正副委員長は学年委員及び各専門委員の互選とする。

第 3 条 役員および会計監査委員を除く各委員ならびに委員長については、総会までに選出するものとする。

第 4 条 役員、会計監査委員、専門委員、学年委員、**選考委員**は他の委員を兼任または代理することはできない。

第 5 条 職員からの委員候補者については、学校長の推薦を得て総会で選任する。

附 則 1. この規定の改廃は**総会**の決議を経なければならない。

2. 昭和 39 年 3 月 15 日施行 昭和 40 年 3 月 7 日改定 昭和 41 年 4 月 17 日改定
昭和 42 年 3 月 26 日改定 昭和 46 年 5 月 23 日改定 昭和 52 年 2 月 17 日改定
昭和 53 年 5 月 10 日改定 昭和 62 年 12 月 7 日改定 平成 1 年 4 月 28 日改定
平成 4 年 4 月 24 日改定 平成 8 年 3 月 25 日改定 平成 13 年 5 月 2 日改定
平成 14 年 5 月 2 日改定 平成 21 年 12 月 18 日改定 平成 25 年 3 月 8 日改定
平成 26 年 3 月 12 日改定 平成 29 年 5 月 12 日改定 令和 5 年 3 月 6 日改定
令和 7 年 5 月 16 日改定

個人情報取扱規則

第 1 条 さいたま市立大砂土東小学校 P T A（以下、「P T A」と記する。）が保有する個人情報の適正な取扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、P T A 会員名簿及びその他の個人情報の取り扱いについて定めるものとする。

第 2 条 P T A は個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、P T A 活動において個人情報の保護に努めるものとする。

第 3 条 P T A における個人情報の管理者は、P T A 副会長とし、P T A 会長がこれを任命する。

第 4 条 P T A における個人情報の取扱者は P T A 本部役員とする。

第 5 条 個人情報の管理者・取扱者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

第 6 条 P T A は個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に

明示する。なお、要配慮個人情報などを収集する場合はあらかじめ本人の同意を得る。

第7条 取得した個人情報は、次の目的の為に利用する。

1. 会費集金、管理、PTA活動名簿作成(保険事務)、その他の文書の配付
2. 会員名簿、委員会名簿、登校班名簿の作成・運用
3. PTA行事等の出席名簿、選考委員会役員選出名簿
4. その他PTA活動として必要な事項

第8条 PTAは、あらかじめ本人の同意を得ないで、第7条規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

第9条 個人情報は管理者または取扱者が保管するものとし、適正に管理する。

不要となった個人情報は管理者立ち合いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

第10条 個人情報を取り扱う電子機器等についてはセキュリティ管理を厳密に実施し、持出しについては、電子メールでの送信・デバイス本体に関しても暗号化やパスワードを施す等の管理を適切に行うこととする。

紙媒体に記載されたものは鍵のかかる場所で保管する。管理者、取扱者以外の目に触れるところに放置しない等の管理を適切に行うこととする。

第11条 個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

1. 法令に基づく場合
2. 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
3. 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要がある場合
4. 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

第12条 個人情報を第三者に提供したときは、事項について記録を作成し、保存する。

1. 第三者の氏名
2. 提供する対象者の氏名
3. 提供する情報の項目
4. 提供する対象者の同意を得ている旨

第13条 第三者から個人情報の提供を受けるときは、次の事項について記録を作成し、保存する。

1. 第三者の氏名
2. 第三者が個人情報を取得した経緯
3. 提供を受ける対象者の氏名
4. 提供を受ける情報の項目
5. 対象者の同意を得ている旨（事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要）

第14条 PTAは、本人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

第15条 個人情報を漏洩等（紛失含む）した恐れがあることを把握した場合は、直ちに管理者であるPTA副会長及びPTA会長に報告しなければならない。

第16条 PTAはPTA役員に対して、定期的に個人情報の取扱に関する留意事項について研修を実施するものとする。

第17条 PTAは個人情報の取扱に関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

附 則 1. この規則の改廃は総会の決議を経なければならない。

2. 平成30年5月11日施行 令和6年3月8日改定 令和7年5月16日改定

令和7年度PTA会費予算(案)

さいたま市立大砂土東小学校PTA

(収 入)

	科 目	令和6年度予算案	令和7年度予算案	備 考
1	会 費	3,095,400	3,330,600	PTA会費※1
2	雑収入	0	0	利息など
3	繰越金	3,082,414	3,229,700	令和6年度繰越額
	合 計	6,177,814	6,560,300	

※1 会員数793人(家庭数分743人、職員分50人)とし、一人当たり1ヶ月350円を得るものとし算出

(支 出)

	科 目	令和6年度予算案	令和7年度予算案	備 考
一般総務費	1. 事務費	800,000	680,000	事務用品、消耗品、備品代(事務機器積立金100,000含む)他
	2. 会議費	70,000	70,000	会議諸費用他
	3. 渉外費	30,000	25,000	地域お祝い金他
	4. 記念品費	780,000	830,000	卒業生への記念品、卒業お祝い品代
	5. 慶弔費	50,000	50,000	会員への慶祝弔慰金
	6. 負担費	220,000	220,000	PTA活動総合補償制度保険料、市P協会費等
	7. 旅費	20,000	10,000	出張交通費
	8. 表彰費	80,000	80,000	表彰、記念品代
	9. 総会費	10,000	5,000	総会・歓送迎会諸費用他
	10. 研修費	10,000	10,000	研修補助費、講習会補助費他
	11. サークル助成費	20,000	20,000	レディバード、お父さんの会
	12. 通信費	350,000	170,000	ネット環境セキュリティ代他
	13. 分校還元費		1,800,000	※2
	計	2,440,000	3,970,000	
委員会活動費	1. 環境美化委員会費	10,000	40,000	レッツ・ジョイン!クリーン活動イベント費用、諸経費他
	2. 広報委員会費	340,000	340,000	広報紙印刷代、写真・用紙代、郵送代他
	3. ベルマーク委員会費	25,000	27,000	ベルマーク集計時経費他
	4. 安全パトロール委員会費	120,000	120,000	全Pパトロール経費、防犯活動積立金(100,000円特別会計へ)他
	5. 学年委員会費	410,000	430,000	学年委員会活動費、松の子鑑賞会
	6. 選考委員会費	10,000	10,000	選考委員会活動費
	7. 松の子まつり実行委員会費	20,000	0	
	計	935,000	967,000	
学校後援費	1. 教育振興費	790,000	250,000	各種教材、パソコンインク代、安全対策費他
	2. 行事補助費	180,000	200,000	行事費用
	3. 整備費	380,000	380,000	校舎内外整備費用
	4. 動物飼育・植物栽培費	20,000	0	餌、種、苗代等
	5. 安全衛生費	40,000	40,000	薬品、保健室用品等
	6. 渉外費	20,000	20,000	防犯ボランティア茶菓子代等
	7. ボランティア活動補助費	6,000	6,000	図書ボランティア・ソーイングボランティア(各3,000円)
	8. 雑費	5,000	5,000	
	計	1,441,000	901,000	
	予備費	1,361,814	722,300	
	合 計	6,177,814	6,560,300	

※2 R7年度より新設



令和7年度PTA総会 議事録

1. 概要

- (1) 日時 : 2025年5月16日(金) 10時00分 開会
- (2) 場所 : 大砂土東小学校 第一会議室
- (3) 総会の成立 : 要請総数927名に対し、
出席会員42名、 委任状兼議決権行使書629名、 総計671名
よって、本総会はPTA会則第19条の規定の定足数を満たしているため成立

2. 議事総括

- (1) 開会のことば
- (2) PTA会長挨拶
- (3) 校長挨拶
- (4) 報告事項
 - 1) 令和6年度PTA活動報告
PTA総会資料に記載の通り
 - 2) 令和6年度PTA会計報告並びに監査報告
PTA総会資料に記載の通り
- (5) 審議事項
 - 1) 令和7年度役員及び会計監査委員選出(案)
本案件について承認とする
議決権行使書による賛否は下記の通り
賛成 626票 / 反対 3票
 - 2) 令和7年度PTA活動方針及び活動計画(案)
本案件について承認とする
議決権行使書による賛否は下記の通り
賛成 625票 / 反対 4票
 - 3) PTA会則改定について(案)
総会資料に記載誤りがあり訂正
<訂正箇所>
総会資料 P.23 第13条(運営委員会)
<訂正内容>
下記、二重下線部の記載が誤りとなるため訂正

誤) “運営委員会はこの会の執行機関で、役員、専門委員長、学年委員長、選考委員長で構成し～”

正) “運営委員会はこの会の執行機関で、役員、専門委員長、学年委員長で構成し～”
<補足>

総会資料 P.2 組織図、および P.20 会則 新旧対比表 に記載の内容が正である
(※当議事録と併せて公開している総会資料は、上記訂正後のものである)

本案件について承認とする

議決権行使書による賛否は下記の通り

賛成 623票 / 反対 6票

4) 令和7年度PTA会費予算(案)

本案件について承認とする

議決権行使書による賛否は下記の通り

賛成 623票 / 反対 6票

いずれの報告・審議事項についても質疑応答はなし

議決権行使書でいただいたご意見および回答は次ページに記載する

(5) 感謝決議

(6) 閉会のことば

以上

議決権行使アンケート_QA一覧

No.	分類	ご意見	本部回答
1	PTA加入	本来PTAは任意団体のはずであるが、当会は実態が強制加入となっている。合意の形成なく会費の徴収がされています。加入についての会則を設ける必要がある。脱退を申し出る保護者がある中で、その存在が意図的に隠されていると感じる	当校PTAも任意団体です。また、加入については任意であり、PTA本部へご連絡をいただくことで新入学時に加入しないことを選択でき、もちろん中途退会も可能です。 当然非加入世帯もございますし、それを意図的に隠したことはありません。 ただし更なる透明性を図るため、PTAへの加入届について、導入を検討しております。
2	PTA加入	世の中のPTA活動は任意と思っていましたが、参加不参加の意思表示する場も無く…強制という事でしょうか。	当校PTA活動は任意です。参加不参加の意思表示についての詳細はNo.1の回答を参照してください。 また、個別活動への参加自体も強制はしておらず、常にご協力をお願いしているという認識です。
3	PTA加入	がくぷりについて。良い取り組みだと思いますが、先日配布された手紙にPTA非加入家庭の児童は利用できない旨の記載がありました。PTA会則は第3条の3において、児童の学習環境ならびに生活環境の整備に努める旨規定されており、がくぷりの導入はこれに則ったものと思いますが、非会員児童を排除することを良しとする文言は会則のどこにも記載がありませんので、前述の記載は来年度より削除していただくようお願いします。	がくぷりの取り組みへの賛同ありがとうございます。 現在、がくぷりはPTA会費で利用しているサービスのため、非会員の保護者様は利用できないものとしてご案内をしております。 なお、PTAが主催する児童向けイベント（例：松の子まつりなど）に関しては、非会員にも別途ご案内しており、非会員児童を排除していないと認識しています。 ご指摘の内容は学校プリントの配付に関するものと理解しましたが、上述の通り現在のがくぷりはPTAが契約者である以上、非会員の方はご利用いただけないものとなっていることをご理解ください。（利用可とした場合、非加入者の個人情報がPTAの目に触れてしまうため）

No.	分類	ご意見	本部回答
4	PTA全体	時代に合っていない組織の変革が、子供たちの成長よりもずっとずっと遅く見える。PTAの解散や、組織構成の変革をもっと進めても良いと思う。誰の意向か不明な中で、差し障りの無いところだけ変わる。会費は変わらない。これではアンケートはあって無いと同等で、脱退したいのが本音。昨年、脱退を申し出たところ、任意団体に強制加入させられたはずなのに、脱退はハードルがとて高く感じられた。がくプリのためだけに加入を続けている。	子どもたちの成長はとても早いので、仕事を持ちながらボランティアで活動しているPTAの変革はご指摘の通り遅いかもしれません。（表1を参照） また、PTAの解散や組織構成の変革を求める保護者の声が多数とも言えないため、現本部ではできる範囲で活動の見直し・縮小を行っております。 なお、脱退の申し出をお断りしたことは一度もございません。継続加入はご自身が判断されたものと考えます。（No.1参照）
5	PTA全体	令和6年度全Pアンケートの結果が未だ公開されていない	公開が遅れており申し訳ございません。公開しましたらがくぷりにてご案内いたします。
6	PTA組織	会長も含めた役員の任期は、先のさいたま市PTA協議会会長の事件から学び、権限が不合理に集中することを回避するために任期を設ける必要あると考えます	役員の任期は会則第10条で「役員、会計監査委員及び委員の任期は総会から次年度の総会までとし再任を妨げない。」と既に約1年と設けられております。 ただし1年間の任期では十分な活動ができないことから、原則2年の任期で役員をお願いしています。 なお、さいたま市PTA協議会会長と本校PTA役員の選出方法が違うため、一概に任期を定めればよいとは考えておりません。
7	PTA組織	会計監査は第三者に置くべき。何にいくらかったのか、現金処理が少なくなっている今の時代で、不透明性を維持できるチェック体制ではないか？	会計監査を第三者に置くべきというご指摘はもっともだと思います。 ただし、別途費用も発生することから導入するためには慎重な検討が必要だと考えます。 なお、当校PTAの会計監査委員については、PTA活動における意思決定や支出事務には一切かわかっておらず、外部監査に近いものがあると考えています。
8	PTA組織	運営委員会に選考委員会を入れるのであれば、組織図と矛盾している。 そもそも、選考委員会は独立した機関であるべきで、便宜上、運営に本部が関わってはいるが、その決定に関しては、独立性を持っていなければならないという認識です。	総会資料に誤りがありましたので、お詫び申し上げます。（総会議事録参照） ご認識のとおり、選考委員会につきましては運営委員会構成員ではなく独立したものとなります。

No.	分類	ご意見	本部回答
9	会費・予算	PTA会費の繰越金がかなりありますが、今後どのような執行計画がありますか。PTA会費を減額しても良いのではと思いました。	ご指摘のとおり繰越金が多くなっております。今年度、分校特別委員会にて冊子の作成や児童還元品の購入などを考えており、全体の予算額を予定通り執行できれば、繰越金を圧縮できる想定であります。 また、PTA会費の減額についても検討しておりましたが、分校に伴い今後の組織と活動、収支のバランスが不確かなため、実施に至りませんでした。よって、引き続きの懸案事項となります。
10	会費・予算	活動が縮小されている分、会費の減額を検討して欲しい。	No.9の後段を参照してください。
11	活動縮小・省力化	保護者も様々な事情を抱える中で、PTA活動の適正化・縮小化を考えていきたいです。	コロナ禍以前～コロナ禍～アフターコロナの変遷で、表1のとおり活動を縮小してまいりました。 分校に伴いPTA会員の母数が減ることは間違いなく新たな見直しも必要になると思います。ぜひ本部役員として一緒にPTA活動の適正化を考えていただけますと幸いです。
12	活動縮小・省力化	共働き家庭の増加を鑑みて、PTA活動の縮小をお願いします。	No.11を参照してください。
13	活動縮小・省力化	近隣の小学校でもPTA活動が完全にない学校も聞きます。 来年度からは家庭数も減るので更なる縮小・廃止も時代の流れなのかなと思います。	他区小学校については存じ上げませんが、見沼区内の小学校は全てPTA組織が存在し、活動も行っております。 来年度からについては、No.11の後段を参照してください。
14	活動縮小・省力化	来年度からは大和田小学校への学区変更の為に児童数が減ってしまいますが、PTA活動の簡素化等何か検討してるのでしょうか。	No.11を参照してください。
15	活動見直し	カーテンを保護者が洗濯する学校が、今の時代に全く合っていない。余剰予算で業者クリーニングへ委託した方が清潔で、感染症対策にもなり学校環境に良いと考える	ご案内ありがとうございます。カーテンの洗濯については公費で賄われるのが本来の姿であると認識しています。ただし、その予算が学校側で確保できず、PTAにて実施しているところです。 以前、教育委員会に業者への委託は良くないと回答をいただいた記憶がありますが、昨年度からトイレの出入口マットのリースをPTA会費で行っているため、再度教育委員会に確認し、検討してまいります。

No.	分類	ご意見	本部回答
16	活動見直し	ベルマーク収集は費用対効果が小さいと考え、廃止が良いのではないかと思います。（労力が大きすぎる）	ベルマーク収集については、保護者の皆さま、地域の皆様のおかげで、毎年20万円前後の児童還元を行っております。他PTA活動と比較しても自宅で作業することができる利点があると考えています。
17	活動見直し	PTAの外注、業務委託希望。	PTA活動の全部又は一部を外注（業務委託）する場合も、外注（業務委託）する人が必要となります。 何を外注すべきか、収支はどうか、現会費で実現できるのか、会員に納得いただける内容か、様々なことを考える必要がございます。ぜひ本部役員として一緒に外注の可能性を考えていただけますと幸いです。
18	委員・係活動の調整・免除	仕事をしていることが理由にならないのはわかるが、委員、係の仕事が減少しているというもののPTA活動に時間を割かなければいけないのは厳しい。子供のためにしたいと思うが、経済的に働かざるを得ないのも事実であり、勤務時間、形態それぞれ異なるため、平等は難しいことを理解して欲しい。	PTAへの加入及び活動は任意となっています。加入はしたいけど事情があって活動ができないという場合は、ぜひ一度ご相談ください。ご事情をお聞きし、できる範囲でご事情に寄り添った対応をいたします。
19	委員・係活動の調整・免除	PTA委員の副委員長、書記も仕事量が多いので、下の子の時に役職免除をしてもらえたら嬉しい。	専門委員会副委員長、書記でのご活躍ありがとうございました。分校に伴う会員数減の影響を鑑み、この件については現在取り扱いができませんが、将来的には何らか検討もやぶさかではないと考えます。

表1（コロナ禍以前の活動と令和3年度から令和6年度にかけて実施した変革）

PTA活動	コロナ禍以前	現在
総会関連	体育館で開催し、学校に関連する地域の人も多数お呼びして、総会後に歓送迎会（茶話会）のようなものを開催。	第1会議室で開催。参加は会員のみ。歓送迎会は廃止。
役員会 運営委員会	年に役員会4回、運営委員会8回開催。委員会の書類作成手書き。	年に役員会3回、運営委員会3回の開催に減らしている。委員会の書類作成PC活用。
全体委員会	年に1回開催。	令和7年度から廃止。
専門委員会 ※1	成人教育員会で年1～2回、講和やワークショップを開催。学年委員会による茶話会を実施。	成人教育委員会を令和6年度活動休止、令和7年度廃止。学年委員会による茶話会の廃止。
松の子まつり	PTAによる食品類販売（売上目標35万円）	コロナ禍を経て、PTAによる食品類販売は復活させずにそのまま廃止。
松の子バザー	PTA会員はもちろん、地域の方からも物品を回収し販売。	段階的に、地域の方からの回収を中止→令和6年度からバザー自体も廃止と進めてきた。
パトロール	毎週月曜日に定点に立って子どもたちの見守り	都合のつく時間に好きな場所で子どもたちの見守り
夏祭り巡回 パトロール	実施していた。	コロナ禍に休止していたが、令和7年度から再開予定。
資源回収	実施していた。	回収量減少、負担軽減のため令和7年度から廃止。
広報紙	松ぼっくりを年3回、紙媒体で発行。	令和7年度から電子媒体での配信へと変更。
連絡手段	本部、専門委員会等からそれぞれ紙媒体にてお便りを学校を通して配付。	令和6年度からがくぷりを本格導入することで、ほとんどのお便りをがくぷりにて配信。印刷するために学校へ行く必要もなく、大量に紙やインクを消費することもなくなった。また印刷物を配付するためにクラスごとに数を調整するなどの手間もなくなった。

※1 専門委員会については代表的なものを記載。細かいものは他にもあり。

※2 これらの実績は、会長発案だけではなく、本部役員、専門委員の皆さんからのご意見、全Pアンケートのご意見を取り入れながら実施してきたものです。